

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、会社の意思決定機関である取締役会の活性化、経営陣に対する監視及び不正を防止する仕組みであるとと考えています。

円滑な企業経営のために行うあらゆる手段はコーポレート・ガバナンスの対象であり、企業に関わるステークホルダー(株主、顧客、従業員、取引先、地域社会等)に対し、企業の透明性を高めることで、効率的な経営が実現できるシステムの確立を目指しています。

上記の基本的な考え方に基づいて、コーポレートガバナンス・コードを実践することに伴い、意思決定等の合理性を確保し、一層の企業価値向上を図ることにより、すべてのステークホルダーのご期待に応えることを基本方針としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画・経営計画について

当社では、代表取締役社長が、経営基本方針案を策定したのち、取締役会において決定し、この方針に基づいて、中期経営計画等を取締役会において審議し決定しています。

中期経営計画の期間は3ヶ年とし、初年度計画を前事業年度の決算発表時に公表しています。その後、機関投資家向け決算説明会を開催し、前事業年度の業績結果及び今後の見通しについて説明しています。なお、投資案件1件当たりの取引金額が多額であること、またテナントによる建築に係る許認可・工期等に相当の期間を要し、当初の売却スケジュールが変更になる等により、投資案件の売上計上時期等が変更される可能性があるため、2年目及び3年目の事業年度の経営計画は公表していませんが、毎年見直しを実施し、中期経営計画を策定しています。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、弁護士としての企業法務に関する高い専門性や豊富な知識・経験等を当社の経営に活かすことのできる独立社外取締役1名及び十分な資質と経験を兼ね備えた社外監査役3名が、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見を述べることで、経営監督機能の充実を図りコーポレート・ガバナンスが効果的に発揮できています。

上記に鑑みて、取締役会の経営監督機能の充実が図られているものと判断していますが、コーポレート・ガバナンスが一層効果的に発揮されるよう独立社外取締役の増員を検討していきます。

【補充原則4-10-1 指名・報酬に関する社外取締役の関与・助言】

当社の独立社外取締役は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会で意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っています。また、当社は現在、任意の諮問委員会は設置していませんが、経営陣幹部・取締役の指名・報酬については、独立社外取締役及び監査役の意見を十分に尊重したうえで適切に決定しています。今後、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、最も適切な体制を検討していきます。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役の員数を、独立社外取締役を含め10名以内としており、優れた人格、見識、高い倫理観を有し、かつ知識・経験・能力を備えている取締役によって構成することとしています。現在の取締役は全員男性かつ日本人となっていますが、ジェンダーや国際性の面を含む多様性確保についても引き続き検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、政策保有株式の保有を段階的に縮減し、取引の維持を保有目的とした合理性のある株式については継続保有します。また、当社では、保有株式に係る議決権行使は、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうか等の観点から、個別議案の精査を行い、賛否の判断を行っています。

なお、今後、新たに政策保有株式を保有する予定はありません。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者取引は原則行わない方針ですが、万一、取締役の利益相反取引・競業取引を行う場合は、法令の定めるところにより取締役会での付議事項とするとともに、取引の状況について取締役会に報告します。

また、当社は、役員に対して年に1度「関連当事者との取引に関する調査票」の提出を求め、関連当事者間の取引の有無を確認しています。

なお、当該取引が発生する場合は、第三者との取引水準と乖離がないように決定する方針です。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を導入していませんので、企業年金の積立金の運用が当社の財政状態に影響を及ぼすことはありません。

なお、企業年金制度を導入する場合には、アセットオーナーとして期待される役割を認識したうえで、責任ある行動に取り組みます。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

・経営理念について

当社の経営理念は、「『JINUSHIビジネス』を通じて安全な不動産投資商品を創り出し、世界の人々の資産を守る一翼を担う」ことです。正しい投資は、安全な投資によって実現できます。この経営理念に基づいて、投資家のリスクを抑え、利益を長期的に安定して得られる安全な不動産投資商品を提供するビジネスモデルを当社では「JINUSHIビジネス」と称しています。

「JINUSHIビジネス」を通じて、株主、機関投資家、資産保有者（デベロッパーを含む）、さらに地域社会のために貢献していきます。

・中長期的な会社の経営戦略について

当社では、「土地を買う。土地を貸す。貸している土地を売る。」低リスクで長期に安定した収益をもたらす安全な不動産投資商品として投資家に提供するという基本戦略「JINUSHIビジネス」を事業の成長エンジンに据え、安全な不動産投資を実現する事業を主力としています。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 参照。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社では、取締役のうち業務執行取締役の報酬は、経営の監督という役割を踏まえた職責に応じた一定水準の確定報酬と、会社の業績と連動した個人業績報酬からなる年俸のみで構成され、賞与と役員退職慰労金はありません。

毎年、代表取締役社長が各業務執行取締役と個別面談を行い、前事業年度の当該取締役の業務成績等を評価したうえで、各取締役の個人別の報酬額案を策定し、取締役会に上程して決定しています。

また、社外取締役の報酬は、経営の監督という役割を踏まえた一定水準の確定報酬の年俸のみで構成され、賞与と役員退職慰労金はありません。当社の業績、社内取締役の報酬水準、世間水準等を考慮して代表取締役社長が個人別の報酬額案を策定し、取締役会に上程して決定しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うことに当たっての方針と手続

当社では、経営陣幹部の選解任についての案を取締役会にて決議し指名しています。また、独立社外取締役を含めたメンバーが、代表取締役社長より趣旨等の十分な説明を受けながら、その妥当性を確認しています。

なお、当社の明るく開放的な企業風土に合うバイタリティのある人材、または的確で迅速な意思決定が可能である人材その他適材適所となる有能な人材を取締役候補として指名します。一方で、このような資質を満たさない者と判断した場合、不再任等とすることがあります。

また、監査役については、代表取締役社長が、監査役として必要な能力、経験、知見等を検討し、かつ高いモラルを有する人材などの中から率直に自らの発言のできる高潔な人材を候補として監査役会に提案し、監査役会が同意のうえ、取締役会において監査役候補として決定します。

(5) 取締役が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名について、その理由を株主総会招集通知にて記載します。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

取締役会では、法令で定める事項のほか、取締役会規程に定める取締役会付議事項を決議しています。中期経営計画、経営方針等の重要案件は、全取締役（社外取締役を除く）で構成する会議で検討した後、予算委員会等で審議したうえで取締役会に上程しています。また、経営陣への委任を明確にすべく、職務権限規程で定める職務権限基準表付議事項により決裁権限を定めています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しています。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、代表取締役社長をはじめとする業務執行取締役及びこれらを監督する独立社外取締役で構成されており、現時点では規模及びバランス等については適切であると判断しています。また、各部門の統括責任者として適任の取締役を配置しています。

これらの取締役の選任について当社では、選任についての案を取締役会にて決議し指名しています。また、独立社外取締役を含めたメンバーが、代表取締役社長より趣旨等の十分な説明を受けながら、その妥当性を確認しています。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役における他の上場会社の役員の兼任状況】

当社では、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすため、極力、他の上場会社の役員の兼任を避けています。社外監査役1名は他の上場会社1社の監査役を兼任しています。なお、兼任状況については、毎年作成する事業報告において開示しています。

今後、他の上場会社の役員を兼任することがある場合もその兼任の数は3社以内とするともに、当社取締役会における出席率75%以上を確保するよう努めます。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性に係る分析・評価の結果の概要】

当社では、毎年1回以上、社外監査役全員（監査役会は3名の独立役員で構成）が、自由な雰囲気の中で、各取締役と個別に面談し、業務の執行状況や取締役会の運営状況についてヒアリングをしています。このヒアリングを通じ、取締役及び監査役の各々が、取締役会の実効性について自己分析し評価しています。現在、取締役会では反対意見や慎重論も自由に言える雰囲気で行われており、実効性は確保されているものと判断しています。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役・監査役就任者向けに、必要な知識を習得し、その役割と責任を理解する機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しています。

また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行っています。

加えて、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割及び責務を果たすために必要とする事業・財務・組織・法令等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あっせん、費用の支援を行っています。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家との建設的な対話を重視しており、代表取締役社長が会社の業績等について説明する年2回の機関投資家・アナリスト向け決算説明会を開催し、投資家との面談については、代表取締役社長又はIR担当の取締役が可能な限り前向きに対応しています。

株主からの面談申込みについては、全部門を横断的に統括する経営管理本部長が株主との全般的な対話の統括を行い、株主との建設的な対話ができるよう十分に配慮しています。また、経営管理本部長は、株主からの意見等を取締役会にフィードバックするとともに、インサイダー情報を内部者取引防止規程及び社内ルールに基づいて適切に管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松岡 哲也	6,302,900	35.02
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	635,700	3.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	628,900	3.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	406,400	2.25
西羅 弘文	367,500	2.04
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	237,558	1.31
入江 賢治	232,100	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	216,800	1.20
永岡 幸恵	200,000	1.11
株式会社SBI証券	176,700	0.98

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
志和 謙祐	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
志和 謙祐		志和・高橋総合法律事務所	弁護士としての専門的な知識・経験を有していることから、社外取締役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生ずる恐れのない独立役員として、経営に関するモニタリングを実施されるものと判断し指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役監査、内部監査、会計監査は、各々監査主体としての独立性を維持しつつも、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高めるよう努めています。例えば、監査役は会計監査人による会計監査の際、意見交換等を行い、監査状況の把握に努めるとともに、内部監査人も定期的に情報交換を行い、内部監査の進捗状況を確認しています。また、内部監査人は、内部監査の執行にあたり、監査役と連携を図るとともに会計監査人と意見交換を行って内部監査の実効性を高めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
尾崎 一義	他の会社の出身者													
清水 章	公認会計士													
谷口 嘉広	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾崎 一義			人格・識見等ともに優れ、豊富な管理部門の業務経験を有していることから、社外監査役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生ずる恐れのない独立役員として、経営に関するモニタリングを実施されるものと判断し指定しました。
清水 章		東銀座監査法人 社員 株式会社フェイス 社外監査役	公認会計士及び税理士として専門的知識・経験を有していることから、社外監査役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生ずる恐れのない独立役員として、経営に関するモニタリングを実施されるものと判断し指定しました。
谷口 嘉広		株式会社アラミス 監査役	上場企業における監査役として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役として選任しています。また、一般株主と利益相反の生ずる恐れのない独立役員として、経営に関するモニタリングを実施されるものと判断し指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、その資格を満たす社外役員すべてを、独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対して、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役及び従業員の経営参画意識を喚起し、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

第18期事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日)において、当社の代表取締役である松岡哲也への報酬として120,000千円が支払われています。また、専務取締役である原田博至への報酬として105,000千円が支払われています。その他の当社の取締役及び監査役には、連結報酬等の総額が1億円以上の者がいないため、報酬等は開示していません。

なお、第18期事業年度の取締役及び監査役に支払われた報酬は以下のとおりです。

取締役の年間報酬総額 6名 396,015千円

監査役の年間報酬総額 3名 28,314千円

いずれも役員賞与の支給実績はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【原則3-1. 情報開示の充実】(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続 参照。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は業務を補助する独立した使用人はいませんが、適宜、経営管理本部長と協議し、経営管理本部総務人事チームのサポートを受けています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名によって構成されており、原則月1回の定時取締役会のほか、会社の重要事項に対しては、定款、社内諸規程に基づき、適宜臨時取締役会を開催し、決議しています。

2. 監査役

当社では、監査役制度を採用しており、監査役3名(常勤監査役1名及び非常勤監査役2名)で構成されています。監査役は、定時取締役会、臨時取締役会及び必要に応じてその他社内会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンス、その他適宜経営状況についての監査を行っています。

また、平成20年6月以降、監査役会を設置し、定時監査役会を月1回開催しており、取締役の業務執行を監督する機関として監査機能や牽制機能等をより一層有効に発揮するよう努めています。

なお、非常勤監査役清水 章は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する専門的な知識と経験を有しています。

3. 内部監査

代表取締役社長により専任の内部監査人を任命し、監査役との連携により計画的に、各部門において内部統制が機能しているかどうかの確認、社内諸規程に定められた手続に基づき業務運営が行われているかの確認、コンプライアンス状況の確認、リスク管理状況の確認を重点課題として内部監査を実施しています。

4. 監査法人、弁護士等其他第三者の状況

当社は、ひびき監査法人と監査契約を締結しています。また、顧問契約を締結している弁護士より必要に応じてアドバイスを受けています。

5. リスク管理体制の整備の状況

当社は、社内諸規程を定め、管理・運営を継続して行うとともに、情報の共有化を行うことで、不測の事態の発生を未然に防ぎ、業務の効率化を図る体制作りに取り組んでいます。また、リスク管理の担当部署は経営管理本部総務人事チームとし、不測の事態が生じた場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、専門家である顧問弁護士、会計監査人及び顧問税理士の助言を受け、全社一丸となって迅速な対応を行う体制作りに取り組んでいます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役が1名、社外監査役が3名います。

社外取締役である志和謙祐は、弁護士としての専門的な知識・経験等に基づき、当社株主の利益を保護する観点から取締役の業務執行を監督するため、平成30年6月27日開催の定時株主総会で選任されています。同氏は志和・高橋総合法律事務所を兼務していますが、当社グループとは人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役(常勤)である尾崎一義は、当社監査役就任以前に当社において役員もしくは従業員として在籍したことはなく、また、以前の勤務先についてもすべて取引関係はなく利害関係もありません。

社外監査役(非常勤)である清水 章は東銀座監査法人社員であり株式会社フェイスの監査役ですが、当社グループとは人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役(非常勤)である谷口嘉広は株式会社アラミスの監査役ですが、当社グループとは人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。

また、尾崎一義は当社株式1,000株、清水章は当社株式18,500株、谷口嘉広は当社株式1,000株を保有しています。なお、当社グループと社外監査役との間には、上記以外の人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。

これら社外監査役につきましては、当社並びに当社代表取締役及び当社取締役等と直接利害関係のない有識者等から選任するようにしています。また、常勤監査役である尾崎一義は豊富な経験と知見を有しており、非常勤監査役である清水 章は公認会計士・税理士として財務及び会計に関する専門的な知識と経験を有しており、非常勤監査役である谷口嘉広は長年に亘る上場企業における常勤監査役としての豊富な経験と知見を有しています。

(社外取締役及び社外監査役の独立性に関する考え方)

当社は、株式会社名古屋証券取引所が、平成22年2月10日施行の業務規程等の一部改正により、上場会社に対して、1名以上の独立役員を確保すること及び独立役員に関する事項を記載した届出書の提出を求めたことに対応し、平成22年3月16日開催の取締役会において独立役員として社外監査役(常勤)尾崎一義を選定し、また、平成26年6月26日開催の取締役会において独立役員として社外監査役(非常勤)清水 章及び社外監査役(非常勤)谷口嘉広を選定し、株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ています。さらに平成26年12月26日に東京証券取引所上場の際に、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ています。また、平成30年6月27日に社外取締役志和謙祐を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ています。

なお、当社においては社外取締役及び社外監査役を独立役員として認定する独立性の基準又は方針を定めていませんが、社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員もしくは使用人である、又はあった場合における当該他の会社等と当社との利害関係に係る事項及び、株式会社東京証券取引所若しくは株式会社名古屋証券取引所が開示を求めている社外役員の独立性に関する事項に留意して、独立役員を認定しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社においては、株主総会の集中日を避けることを重視し、日程の設定を行っています。なお、第18期定時株主総会は、平成30年6月27日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	平成30年6月27日に開催の第18期定時株主総会から、インターネット等による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成30年6月27日に開催の第18期定時株主総会から、機関投資家の皆様に関しまして、株式会社「CJ」の運営する「議決権行使プラットフォーム」にも参加しています。
その他	株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう第9期定時株主総会において定款一部変更の議案を承認可決いただいています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回、中間期と通期の決算発表後に、機関投資家・アナリスト向け決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、株主総会招集通知、報告書、各種IR情報を当社ホームページに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部総務人事チーム	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	円滑な企業経営を行うためには、企業に関わる利害関係者(株主、顧客、従業員、取引先、地域社会等)に対し、企業の透明性を高めることで、効率的な経営が実現できるシステムの確立を目指しています。その適正な評価に資することを目的として内部者取引防止規程を制定しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方

当社グループは、内部統制システムをコーポレート・ガバナンスの基幹であり、その整備・運用が取締役の重要な責務であると考えています。また、内部統制システムの整備・運用が、企業の競争力を高め、企業不祥事を回避し、株主をはじめとするステークホルダーにとって企業価値を高めるものであると考えています。

整備状況

- 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 当社は、職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
 - コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス体制の改正に関する事項、当社に重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題を付議し、審議結果を取締役会に報告する。
 - 社内において重大な法令違反その他のコンプライアンス違反行為が行われ、また、行われようとしている事実を発見した場合に、匿名で通報できる体制を整えることとする。
 - 関連する法令の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。
- 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 経営管理本部長は、文書管理規程に基づき、次の文書(電磁的記録を含む。)について関連資料とともに適切に保存し、かつ管理するものとする。
 - 株主総会議事録
 - 取締役会議事録
 - 計算書類
 - 決裁申請書
 - その他経営上重要な文書
 - 経営管理本部長は、前記(1)に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、文書管理規程に定めた期間保存し、かつ管理するものとする。
 - 経営管理本部長は、取締役及び使用人に対して、文書管理規程に基づいて文書の保存、管理を適正に行うよう指導するものとする。
- 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 各本部の担当役員は、自己の担当領域において、リスクマネジメント管理体制を構築する権限と責任を有する。
 - 社内会議等において、各構成員は自己の担当領域において予見されるリスクがある場合は、必ず報告するものとする。
 - 社内会議等において、報告された経営上重要なリスクについては、取締役会へ報告するものとする。
 - 関連する法令の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。
 - 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置するなどの対策を講じる。
- 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 定款、社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制をとる。
 - 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 - 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき毎期、各本部ごとの業績目標と予算を設定する。
 - 各本部を担当する取締役は、各本部が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
 - 月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムにより、月次で迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会及び各取締役に報告する。
 - 取締役会は、毎月この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
 - e. の議論を踏まえ、各本部を担当する取締役は、各本部が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。
- 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
関係会社運営規程その他関連規程を定め、各子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付ける。
- その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの業務分掌に従い子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
 - 重要な子会社に対しては、取締役又は監査役を派遣し、業務の適正性を確保する。
 - 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合において当該使用人に関する事項
 - 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下、補助使用人、という。)を置くことを求めた場合は、取締役会が、必要な人選を行い、監査役の同意を得るものとする。
 - 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項について指揮・命令することができるものとする。
- 補助使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 補助使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮・命令は受けないものとする。
 - 当該使用人に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査役と協議を行い、その意見を尊重してこれを行うものとする。

9. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を直ちに報告しなければならない。

(2) 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。

10. 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者による当社の監査役への報告に関する体制

当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合や、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査役会又は監査役に対して報告することを徹底する。また、当社は、当社各本部長が定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス・リスク管理等の状況を報告する体制を整備する。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度の担当部署が、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する体制を整備する。

11. 監査役等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役等へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。また、内部通報規程においては、内部通報をしたことを理由として、内部通報者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨明記する。

12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役社長は、監査役からの要請に応じて監査役会と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、意見交換し、監査が実効的に行われるよう努めるものとする。

(2) 取締役は、監査役が取締役会、その他重要な会議に出席し、意見を述べた場合には、これを真摯に聞き監査役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。

(3) 取締役又は使用人は、月次の業績及び財務の状況等に関して、定期的に監査役に報告し、議事録、決裁申請書その他業務の執行に関する重要な文書等については、常勤監査役への回付及び閲覧を要するものとし、監査役からの要請があるときは、十分説明するものとする。

(4) 内部監査人は、監査役及び会計監査人と常に密接な連携を取りながら監査役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。

(5) 監査役は、定期的に会計監査人から会計監査の方法及び結果について報告を受け、意見を交換するものとする。

(6) 監査役は、内部監査人から内部監査の報告を受けるほか、適宜、会合をもち情報の交換を行うなど緊密な連携を図るものとする。

(7) 監査役は、監査を行うため必要と認められる場合は、当社の費用において弁護士、公認会計士、専門機関等の外部の専門家に調査を委託し、又は意見を求めることができるものとする。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するとともに、金融商品取引法に規定する有効かつ適切な内部統制報告書の提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し運用する体制を構築する。また、取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備及び運用状況を監視する。

14. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求した場合は、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合の除き、これを拒むことはできない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本的な考え方

市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断して毅然とした態度で臨む。

整備状況

(1) 反社会的勢力及び団体への対処要領で反社会的勢力と対決姿勢を行動指針として示し、その周知徹底を図る。

(2) 本社経営管理本部を統括部署として反社会的勢力による不当要求に対し断固として拒絶の意思を示す。

(3) 警察や暴力追放推進センターが主催する連絡会へ参加し、反社会的勢力に関する情報の一元的な管理・蓄積を図りつつそれら専門機関との連携体制を確保する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

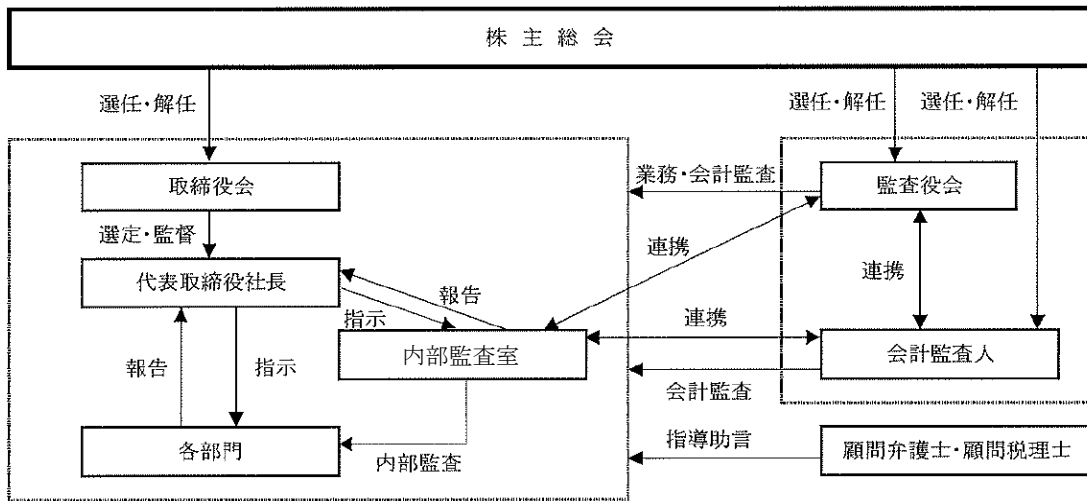
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

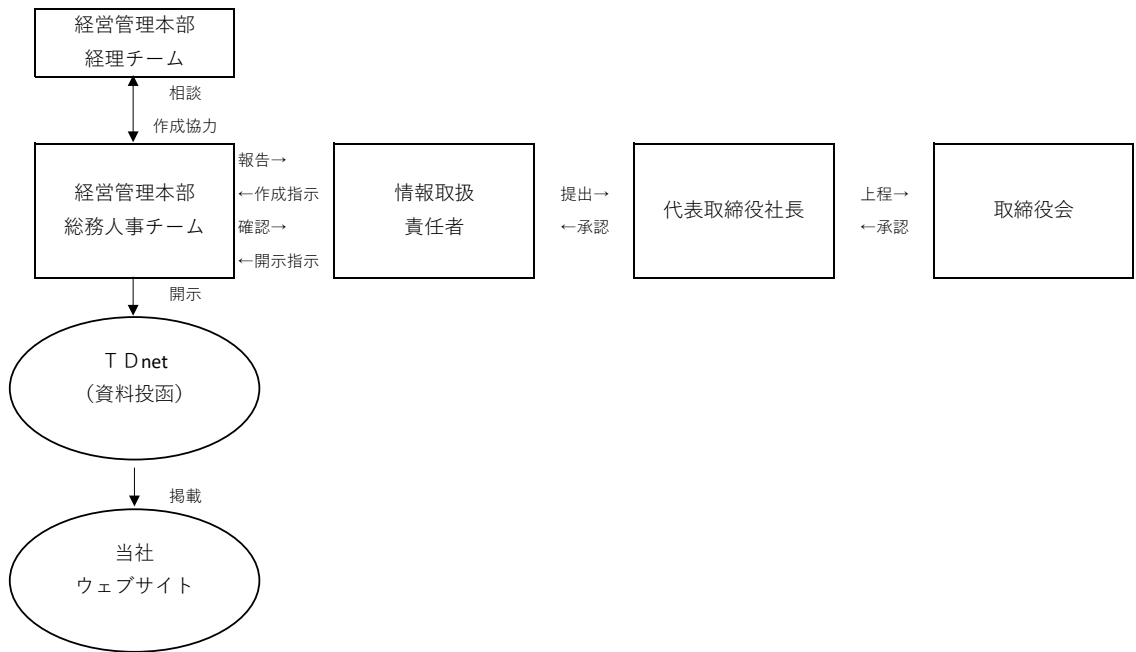
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

○決定事実に関する情報及び決算に関する情報（業績予想・配当予想の修正を含む）



○発生事実に関する情報

